

証券コード 3851
令和7年6月11日
(電子提供措置の開始日) 令和7年6月4日

株 主 各 位

岐阜県各務原市蘇原月丘町3丁目17番
株式会社日本一ソフトウェア
代表取締役社長 猿 橋 健 蔵

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://nippon1.co.jp/>
(メニューより「株主総会」を選択)

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(コード欄に「3851」を入力>「検索」>「基本情報」>「縦覧書類/PR情報」)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和7年6月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県各務原市蘇原月丘町3丁目17番
株式会社日本一ソフトウェア 本社 8階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
- 報告事項
 1. 第32期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件
 - 第4号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

また、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# 事業報告

( 令和6年4月 1日から  
令和7年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や政策効果により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇が個人消費を抑制し、中国経済の動向、地政学的リスク、主要国の金融政策や金利動向などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するゲーム業界では、デジタル化の進展、クラウドゲームサービスの拡大に加え、eスポーツ市場の発展、VR(仮想現実)及びAR(拡張現実)の技術進化、AIの活用によるゲーム開発の効率化が進み、市場環境は成長し続けております。

このような経営環境の中、当社グループは、当社グループの商品やサービスを通じてゲームという分野に限らず年齢・性別・地域を超えたすべての人々に楽しさを提供し、当社グループに関わるすべての人々が豊かになることを目指してまいります。そのために、「開発力の強化」「販売力の強化」「生産性の向上」に取り組んでまいります。

このような状況の中、エンターテインメント事業におきましては、PlayStation Network、ニンテンドーeショップ、Steam等を通じたゲームソフト及びダウンロードコンテンツの配信に加え、国内で発売されたタイトルの北米・欧州・アジア地域に向けたローカライズ及び販売を行いました。

学生寮・その他事業におきましては、岐阜県内の大学学生寮の運営を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,299,892千円（前年同期比0.8%減）、営業損失274,726千円（前年同期営業利益401,335千円）、経常損失75,025千円（前年同期経常利益842,007千円）、親会社株主に帰属する当期純損失157,225千円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益593,404千円）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### （エンターテインメント事業）

パッケージタイトルとして、国内では『魔界戦記ディスガイア7 これまでの全部入りはじめました。』、『マール王国の人形姫25th ANNIVERSARY COLLECTION』、『ファントム・ブレイブ 幽霊船団と消えた英雄』、『クラシックダンジョンX3』の4タイトルを発売しました。『ファントム・ブレイブ 幽霊船団と消えた英雄』は、当社グループ初の国内・海外同時発売を実施いたしました。

その他、PlayStation Network、ニンテンドーeショップ、Steam等を通じたゲームソフト及びダウンロードコンテンツの配信や、北米・欧州・アジア地域に向けた国内で発売されたタイトルのローカライズ及び販売を行いました。加えて、新規タイトルの開発及び関連商品のライセンスアウト、カードゲームショップ「プリニークラブ」の運営も引き続き行ってまいりました。

その結果、当事業全体におきましては、売上高5,202,715千円（前年同期比1.0%増）、営業利益207,376千円（前年同期比77.7%減）となりました。

#### （学生寮・その他事業）

学生寮・その他事業におきましては、学生支援を目的として岐阜県内の大学学生寮3件の運営を行ってまいりました。

その結果、当事業全体におきましては、売上高97,177千円（前年同期比13.9%増）、営業損失34,500千円（前年同期営業損失32,422千円）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は401,085千円です。その内訳としましては、エンターテインメント事業219,902千円、学生寮・その他事業142,805千円、全社資産38,377千円です。

## ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第 29 期<br>(令和4年3月期) | 第 30 期<br>(令和5年3月期) | 第 31 期<br>(令和6年3月期) | 第 32 期<br>(当連結会計年度)<br>(令和7年3月期) |
|------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                           | 5,716,843           | 4,833,806           | 5,339,967           | 5,299,892                        |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)                              | 1,688,977           | 941,164             | 842,007             | △75,025                          |
| 親会社株主に帰属する当<br>期純利益又は親会社株主<br>に帰属する当期純損失<br>(△) (千円) | 1,273,398           | 672,481             | 593,404             | △157,225                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失<br>(△) (円)                | 253.06              | 133.50              | 117.73              | △31.08                           |
| 総 資 産 (千円)                                           | 8,255,130           | 9,379,628           | 10,818,220          | 11,154,198                       |
| 純 資 産 (千円)                                           | 6,138,653           | 6,948,572           | 8,084,433           | 7,868,184                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                                        | 1,118.79            | 1,352.33            | 1,578.66            | 1,533.44                         |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金       | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|-------------|----------|---------------|
| NIS America, Inc. | 200,000USドル | 100%     | ソフトウェアの販売     |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、付加価値を長期的に追求してまいります。

付加価値とは、当社グループの活動により生み出された商品やサービスであり、営業利益に人件費を加えた指標と捉えております。

当社グループは利益追求集団ではなく付加価値追及集団であり、付加価値を重要な指標と考え、ゲームという分野に限らず商品やサービスを通じて年齢・性別・地域を超えたすべての人々に楽しさを提供し、その結果としてすべての人々が豊かになることを目指して成長してまいります。

当社グループは持続的な発展を目指し、「開発力の強化」「販売力の強化」「生産性の向上」に取り組んでまいります。

##### ◆開発力の強化

各従業員の能力の発掘と経験の蓄積による成長、及び組織力の強化を行い、ブランド価値と顧客満足度の向上を目指します。

##### ◆販売力の強化

既存顧客の満足度の向上、新規顧客の創出、直接的なコミュニケーションの拡充、知的財産の再活用を行い、ブランド価値向上を通じた売上の拡大を目指します。

##### ◆生産性の向上

長期的な付加価値を追求するための成長戦略として、安定した経営方針のもと「開発力の強化」「販売力の強化」を通して生産性の向上に取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

当社グループは、主にコンピュータソフトウェアの開発、製造及び販売を行っております。

当社グループにおきましては、年齢・性別・地域にかかわらずすべての方にあらゆるエンターテインメント分野で楽しさを提供するため、中期的な経営計画として国内販売20万本を超えるIP（知的財産）を作り出すことを目指しております。

(6) 主要な営業所及び工場（令和7年3月31日現在）

|                                           |                         |
|-------------------------------------------|-------------------------|
| 本 社                                       | 岐阜県各務原市                 |
| N I S A m e r i c a , I n c .             | アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンタアナ市 |
| Nippon Ichi Software<br>Vietnam Co., Ltd. | ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市      |
| 株 式 会 社<br>楽 し み チ ー ム                    | 岐阜県各務原市                 |
| 株 式 会 社<br>シ ス テ ム ソ フ ト ・ ベ ー タ          | 福岡県福岡市                  |
| 株 式 会 社<br>名古屋グラフィックスタジオ                  | 愛知県名古屋                  |

(7) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 186 (22) 名 | 1 (△23) 名増            |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 107 (6) 名 | 7 (△2) 名増 | 35.65歳  | 7.88年       |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和7年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 岐 阜 信 用 金 庫             | 437,015千円 |
| 東 濃 信 用 金 庫             | 433,400千円 |
| 株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行     | 430,916千円 |
| 株 式 会 社 十 六 銀 行         | 334,667千円 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 31,500千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数

13,600,000株

### (2) 発行済株式の総数

5,151,100株（内自己株式数 90,856株）

### (3) 株主数

2,931名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                                                                                                                                                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 有 限 会 社 ローズンクイーン商会                                                                                                                                                                                                          | 2,243,400株 | 44.3%   |
| I N T E R T R U S T<br>T R U S T E E S ( C A Y M A N ) L I M I T E D<br>A S T R U S T E E O F T H E U B I Q U I T O U S<br>M A S T E R S E R I E S T R U S T M E L C O G R O U P<br>M A S T E R F U N D<br>(常任代理人 立花証券株式会社) | 391,300株   | 7.7%    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社                                                                                                                                                                                                         | 151,500株   | 3.0%    |
| 仙 石 丈 晴                                                                                                                                                                                                                     | 113,200株   | 2.2%    |
| 北 角 浩 一                                                                                                                                                                                                                     | 110,000株   | 2.2%    |
| I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C<br>(常任代理人 インタラクティブ・<br>ブローカーズ証券株式会社)                                                                                                                                              | 103,300株   | 2.0%    |
| 加 藤 修                                                                                                                                                                                                                       | 100,400株   | 2.0%    |
| 岐 阜 信 用 金 庫                                                                                                                                                                                                                 | 100,000株   | 2.0%    |
| 株 式 会 社 十 六 銀 行                                                                                                                                                                                                             | 90,000株    | 1.8%    |
| 三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券<br>株 式 会 社                                                                                                                                                                                | 80,000株    | 1.6%    |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算をしております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                     |                    |                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                               |                    | 第5回新株予約権<br>平成29年6月22日                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の数                             |                    | 1,011個                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                  |                    | 普通株式<br>101,100株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の発行価額                          |                    | 無償                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の払込金額                          |                    | 1株につき1,724円                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額              |                    | 新株予約権1個当たり<br>172,400円<br>(1株当たり1,724円)                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 |                    | 発行価格 1,724円<br>資本組入額 862円                                                                                                                                                                                                           |
| 権利行使期間                              |                    | 令和2年8月1日から<br>令和9年5月31日まで                                                                                                                                                                                                           |
| 行使の条件                               |                    | <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成29年6月22日開催の当社第24期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 役員  の  保有  状況                       | 取締役<br>(社外取締役を除く。) | <p>新株予約権の数 383個<br/>目的となる株式数 38,300株</p> <p>保有者数 3人</p>                                                                                                                                                                             |
|                                     | 社外取締役              | <p>新株予約権の数 50個<br/>目的となる株式数 5,000株</p> <p>保有者数 1人</p>                                                                                                                                                                               |
|                                     | 監査役                | <p>新株予約権の数 一個<br/>目的となる株式数 一株</p> <p>保有者数 一人</p>                                                                                                                                                                                    |

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（令和7年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長 | 北 角 浩 一 | 有限会社ローゼンクイーン商会代表取締役<br>NIS America, Inc. Chairman<br>株式会社楽しみチーム取締役会長<br>株式会社システムソフト・ベータ代表取締役社長                         |
| 代表取締役社長   | 猿 橋 健 蔵 | 営業部長<br>管理部長<br>株式会社楽しみチーム取締役                                                                                          |
| 取 締 役     | 多々内 良則  | 開発部長<br>株式会社STUDIO10 ToOeuf代表取締役社長<br>Nippon Ichi Software Vietnam Co., Ltd. President<br>株式会社名古屋グラフィックスタジオ<br>代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 後 藤 昭 人 | 有限会社ジー・パートナーズ代表取締役社長<br>スライヴパートナーズ株式会社代表取締役社長<br>株式会社ゼロスポーツ代表取締役社長                                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 清 水 俊 朗 | 株式会社楽しみチーム監査役<br>株式会社システムソフト・ベータ監査役                                                                                    |
| 監 査 役     | 脇 田 昌 也 | 一般社団法人岐阜銀行協会専務理事                                                                                                       |
| 監 査 役     | 服 部 賢 二 |                                                                                                                        |

(注) 1. 令和7年1月24日をもって、代表取締役社長世古哲久氏は逝去のため、退任いたしました。

| 氏名    | 退任日       | 退任事由    | 退任時の担当及び重要な兼職の状況                                    |
|-------|-----------|---------|-----------------------------------------------------|
| 世古 哲久 | 令和7年1月24日 | 逝去による退任 | 営業部長<br>NIS America, Inc. Director<br>株式会社楽しみチーム取締役 |

2. 取締役の後藤昭人氏は、社外取締役であります。
3. 監査役の脇田昌也氏及び服部賢二氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役後藤昭人氏、監査役脇田昌也氏、監査役服部賢二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査役の清水俊朗氏及び脇田昌也氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平野勝美氏は、令和6年6月27日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役の職を退任いたしました。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後令和7年9月に当該契約を更新する予定であります。  
当該保険契約は、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を令和3年4月23日開催の取締役会にて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくため、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを目指しております。また、報酬額につきましては、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の範囲内にて報酬の額を取締役会にて決定しております。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

現在、業績連動報酬は導入しておりません。

#### c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等につきましては、世間水準、会社業績、従業員給与、役員報酬とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内にて実施の検討を行っております。

#### d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬及び非金銭報酬等は、株主総会の承認を得た報酬総額の範囲内で、世間水準、従業員給与とのバランス等を考慮して決定しております。

#### e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の報酬は原則として年俸制とし、毎月の支給は年俸を12等分した額を従業員給与の支給日に支給しております。取締役の賞与は会社の営業成績に応じて、株主総会の決議をもって決定しております。ただし、現在は、事前確定届出給与として月額報酬の範囲内で事業年度末の支給賞与額を、株主総会終了後の最初に開催される取締役会にて決定しています。

#### f. 報酬等の決定の委任に関する事項

株主総会終了後の最初に開催される取締役会にて株主総会が決定した報酬総額の範囲内にて、当事業年度分を決定しております。

#### g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円）    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 73,500<br>(2,400)  | 73,500<br>(2,400) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6,260<br>(1,200)   | 6,260<br>(1,200)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 79,760<br>(3,600)  | 79,760<br>(3,600) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9<br>(4)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、令和7年1月24日に逝去した取締役1名を含んでおります。  
また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、令和元年6月27日開催の第26期定時株主総会において月額50,000千円以内（うち社外取締役分1,000千円）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。  
また、金銭報酬とは別枠で、平成29年6月22日開催の第24期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬等の総額には、令和6年6月27日に開催の第31期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、平成26年6月26日開催の第21期定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。  
また、金銭報酬とは別枠で、平成29年6月22日開催の第24期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

取締役後藤昭人氏は、有限会社ジー・パートナーズ及びスライヴパートナーズ株式会社、株式会社ゼロスポーツの代表取締役社長であります。当社は有限会社ジー・パートナーズとは特別の関係はなく、スライヴパートナーズ株式会社及び株式会社ゼロスポーツとは営業上の取引があります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                      |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 後 藤 昭 人 | 当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、必要に応じ、経営者として幅広い知識・経験から議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、経営会議へも出席し発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 脇 田 昌 也 | 当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査役会17回全てに出席し、客観的な立場から監査を行い、議案審議に必要な発言を適宜行っております。                  |
| 監 査 役 | 服 部 賢 二 | 令和6年6月27日就任後開催の取締役会13回全てに、また、就任後の監査役会12回全てに出席し、客観的な立場から監査を行い、議案審議に必要な発言を適宜行っております。       |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人 東海会計社

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

#### ③ 会計監査人の報酬額の同意

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析、評価、監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できていないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社子会社のNIS America, Inc. につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

ます。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
- ロ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- ハ. 監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等により取締役の職務執行を監査する。
- ニ. 「会社理念」「就業規則」を含む「日本一ソフトウェアマニュアル」を作成し、従業員の行動模範を定めるとともに、法令及び社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施する。
- ホ. コンプライアンス体制の強化を図るために、当社及び子会社に働く全ての人が利用できる「内部通報制度」を導入している。
- ヘ. 内部監査部門である内部監査室は、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会、経営会議の議事録や稟議書など取締役の職務の執行に係る重要な書類については、法令及び規程に従い適切な保存・管理を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ロ. これらの情報を保存及び管理する体制は、必要に応じて適時見直し、改善を図る。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「業務分掌」、「職務権限一覧」により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項及び各部での決裁事項を定める。
- ロ. 取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部は、業務執行に関わる重要な情報やリスクについての報告を行い、共有化を図る。

- ハ．コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、コンプライアンスの教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施する。
- ニ．危機管理を所掌する組織として、「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合に的確な対応が行える体制とする。
- ホ．グループの内部統制上のリスクに関しては、リスクの識別と対処についての体系を明確にし、リスクの発生防止を図るなどリスク管理体制を整備する。

**④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ．当社及び子会社は、業務分掌、職務権限及び関係会社管理等に関する規程に基づき、各取締役の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。
- ロ．経営会議を設置し、取締役会付議事項及び重要な経営事項について審議・検討、情報の共有化を図り、意思決定の迅速性を高める。
- ハ．取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供される体制とする。
- ニ．経営及び業務執行に必要な情報については、ITを活用したシステムにより迅速かつ的確に取締役に提供される体制とする。

**⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ．当社は、「関連会社管理規程」等の規程に基づき子会社を管理する。
- ロ．当社は取締役会を原則として月1回、経営会議を原則として月2回開催し、当社グループ経営上の重要な事項や業務執行状況について、業務分掌、職務権限一覧に基づき適切に付議・報告を行う。
- ハ．担当取締役は、子会社の取締役又は使用人から、概ね四半期毎に業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認する。
- ニ．子会社の業務の適正を確保するため、グループ管理部門による業務執行の指導及び確認、又は内部監査室による監査を実施する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、監査役を補助する能力と知識を備えた専任又は兼任の使用人を置くこととする。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示により監査業務の補助を行う。
- ハ. 監査役は、必要に応じて内部監査室所属の使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、その指示に関して取締役の指揮命令は受けない。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権は、その監査業務を補助する範囲内において、監査役に帰属する。その際、取締役及び他の使用人は指揮命令権を有さない。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の異動、人事考課などについては、監査役の同意を得たうえで決定する。

**⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項**

- イ. 監査役が出席する取締役会、経営会議等重要な会議において、当社及び子会社の取締役及び業務執行する使用人が、経営上の重要事項や業務執行状況に関する報告を行う体制とする。
- ロ. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- ハ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して法令や定款に係わる違反行為や重大な不正行為の事実、又は当社及び子会社に著しい信用失墜や損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又はそれらの報告を受けたときは、遅滞なく監査役へ報告を行う。また、当社は、当該報告をした者に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

**⑨ 当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該債務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ. 監査役がその執行につき、当社に対して費用の前払等償還の請求をしたときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

#### ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役が、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換が実施できる体制とする。
- ロ. 監査役が、会計監査人及び内部監査室と定期的に意見交換並びに情報交換を行い、相互に連携を保ちながら効率的な監査が実施できる体制とする。

#### ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、内部統制システムに関して、以下の具体的な取組みを行っております。

#### ① 取締役の職務執行

社外取締役1名を含む取締役4名は、原則月1回開催（当事業年度は17回開催）される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

#### ② 監査役の職務執行

社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### ③ コンプライアンス体制

当社では、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに「コンプライアンスマニュアル」を定め取締役及び使用人のコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。

### ④ リスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」により、内部監査室において潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。また、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告し、情報を共有しております。

### ⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月经営会議等を開催しており、子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また、当社が定める「取締役会規程」「職務権限規程」「関係会社管理規程」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告を行い、当社の取締役若しくは取締役会において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

### ⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直結の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、本社及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

### ⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する方針を掲げ、関係を遮断する体制を構築しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-------------|------------|-----------------|------------|
| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部         |            |
| 流 動 資 産     | 7,615,770  | 流 動 負 債         | 1,967,302  |
| 現金及び預金      | 5,943,099  | 買 掛 金           | 343,813    |
| 売掛金及び契約資産   | 472,836    | 短 期 借 入 金       | 650,000    |
| 商 品 及 び 製 品 | 216,566    | 1年内返済予定の長期借入金   | 43,089     |
| 仕 掛 品       | 359,535    | 未 払 金           | 110,807    |
| 前 払 費 用     | 499,022    | 未 払 法 人 税 等     | 81,883     |
| そ の 他       | 144,636    | 賞 与 引 当 金       | 86,540     |
| 貸 倒 引 当 金   | △19,925    | 契 約 負 債         | 73,042     |
| 固 定 資 産     | 3,538,427  | 返 金 負 債         | 392,637    |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,231,723  | そ の 他           | 185,487    |
| 建物及び構築物     | 1,029,034  | 固 定 負 債         | 1,318,711  |
| 機械装置及び運搬具   | 3,784      | 長 期 借 入 金       | 974,410    |
| 土 地         | 891,075    | 退職給付に係る負債       | 80,986     |
| 建 設 仮 勘 定   | 101,100    | 繰 延 税 金 負 債     | 104,127    |
| そ の 他       | 206,728    | そ の 他           | 159,188    |
| 無 形 固 定 資 産 | 39,628     | 負 債 合 計         | 3,286,014  |
| 投資その他の資産    | 1,267,075  | 純 資 産 の 部       |            |
| 投資有価証券      | 1,174,718  | 株 主 資 本         | 6,633,296  |
| そ の 他       | 92,357     | 資 本 金           | 568,702    |
| 資 産 合 計     | 11,154,198 | 資 本 剰 余 金       | 558,702    |
|             |            | 利 益 剰 余 金       | 5,562,240  |
|             |            | 自 己 株 式         | △56,349    |
|             |            | その他の包括利益累計額     | 1,126,306  |
|             |            | その他有価証券評価差額金    | △33,972    |
|             |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 1,160,279  |
|             |            | 新 株 予 約 権       | 108,581    |
|             |            | 純 資 産 合 計       | 7,868,184  |
|             |            | 負 債 純 資 産 合 計   | 11,154,198 |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 令和6年4月 1日から )  
( 令和7年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 5,299,892 |
| 売 上 原 価                 |         | 3,348,052 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,951,840 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 2,226,566 |
| 営 業 損 失                 |         | 274,726   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 180,686 |           |
| 受 取 配 当 金               | 521     |           |
| 為 替 差 益                 | 21,090  |           |
| そ の 他                   | 9,936   | 212,234   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 10,842  |           |
| そ の 他                   | 1,690   | 12,533    |
| 経 常 損 失                 |         | 75,025    |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 9,837   | 9,837     |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 300     | 300       |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失   |         | 65,488    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 69,901  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 21,836  | 91,737    |
| 当 期 純 損 失               |         | 157,225   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失         |         | 157,225   |

## 連結株主資本等変動計算書

( 令和6年4月 1日から )  
( 令和7年3月31日まで )

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |         |           |         |           |
|---------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当期首残高               | 557,444 | 547,444 | 5,744,669 | △56,349 | 6,793,207 |
| 当期変動額               |         |         |           |         |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) | 11,258  | 11,258  |           |         | 22,517    |
| 剰余金の配当              |         |         | △25,202   |         | △25,202   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)  |         |         | △157,225  |         | △157,225  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |           |         | —         |
| 当期変動額合計             | 11,258  | 11,258  | △182,428  | —       | △159,911  |
| 当期末残高               | 568,702 | 558,702 | 5,562,240 | △56,349 | 6,633,296 |

(単位：千円)

|                     | その他の包括利益累計額  |           |               | 新株予約権   | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|-----------|---------------|---------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定  | その他の包括利益累計額合計 |         |           |
| 当期首残高               | △56,332      | 1,220,412 | 1,164,079     | 127,146 | 8,084,433 |
| 当期変動額               |              |           |               |         |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) |              |           | —             |         | 22,517    |
| 剰余金の配当              |              |           | —             |         | △25,202   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)  |              |           | —             |         | △157,225  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 22,359       | △60,133   | △37,773       | △18,564 | △56,338   |
| 当期変動額合計             | 22,359       | △60,133   | △37,773       | △18,564 | △216,249  |
| 当期末残高               | △33,972      | 1,160,279 | 1,126,306     | 108,581 | 7,868,184 |

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

NIS America, Inc.、株式会社STUDIO ToOeuf、Nippon Ichi Software Vietnam Co., Ltd.、株式会社楽しみチーム、株式会社システムソフト・ベータ、株式会社名古屋グラフィックスタジオ

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

該当する会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、Nippon Ichi Software Vietnam Co., Ltd. は12月31日であり、他の5社は3月31日であります。

なお、決算日が異なる連結子会社については、連結決算日に仮決算を行った計算書類を基礎としております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

##### ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、債券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

##### ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

（評価方法）

- ・商品  
主として移動平均法
- ・製品及び仕掛品  
主として個別法
- ・貯蔵品  
最終仕入原価法

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

- ・リース資産以外の有形固定資産

主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 4～50年  |
| 構築物    | 10～20年 |
| 車両運搬具  | 4～6年   |
| 工具器具備品 | 2～15年  |

- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. ゲームソフトの販売及び制作における会計処理

当社グループにおいては、主にゲームソフトの製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

ゲームソフト制作費については、制作段階における支出額は仕掛品に計上し、発売時に出荷数量に応じて売上原価に振り替える処理を適用しております。

ロ. 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される総原価に占める割合に基づいて行っております。

また、その他の受注契約については、引き渡した時点で収益を認識しております。

ハ. 賃貸収入の計上基準

賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき、その発生期間に賃貸収益を認識しております。代金は、収益認識後、概ね1カ月以内に回収しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

当社グループは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 3. 会計方針の変更

該当事項はありません。

### 4. 表示方法の変更

該当事項はありません。

### 5. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 商品及び製品並びに仕掛品の評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 商品及び製品 | 216,566千円 |
| 仕掛品    | 359,535千円 |

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品及び製品、仕掛品の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当社が取り扱うコンテンツの販売価格は、国内における需要などの外部環境の影響を受けます。当該コンテンツは、実際に販売するまで需要を予測することが困難であり、また、棚卸資産の正味売却価額はこの需要に基づいて見積られます。結果、これらの正味売却価額の見積りには不確実性を伴い、その経営者による判断が連結貸借対照表価額に重要な影響を及ぼします。

#### (2) 返金負債の見積り

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|      |           |
|------|-----------|
| 返金負債 | 392,637千円 |
|------|-----------|

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

米国・欧州では、販売代理店経由でゲームソフト販売店にゲームソフトを販売しておりますが、米国・欧州での商慣行によりゲームソフト販売店から販売代理店に事後的に値引の請求をされることがあり、当社グループは、販売代理店から売上値引の一部負担を請求される場合があります。そのため、将来発生する可能性があると見込まれる売上値引に備えるため、その見込額を返金負債として計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、返金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結注記表 11. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報①契約資産及び契約負債、並びに返金負債の残高等に記載しております。

### (2) 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 497,588千円 |
| 土地      | 230,120千円 |
| 計       | 727,708千円 |

上記に対応する債務

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | 985,999千円 |
|-------------------------|-----------|

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 604,501千円

## 7. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期 首 株 式 数 | 当連結会計年度<br>増 加 株 式 数 | 当連結会計年度<br>減 少 株 式 数 | 当連結会計年度末<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 普 通 株 式   | 5,131,400株           | 19,700               | —                    | 5,151,100株        |

### (2) 自己株式に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期 首 株 式 数 | 当連結会計年度<br>増 加 株 式 数 | 当連結会計年度<br>減 少 株 式 数 | 当連結会計年度末<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 普 通 株 式   | 90,856株              | —                    | —                    | 90,856株           |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

令和6年6月27日開催第31期定時株主総会による配当事項

|           |           |
|-----------|-----------|
| ・配当金の総額   | 25,202千円  |
| ・配当の原資    | 利益剰余金     |
| ・1株当たり配当額 | 5円        |
| ・基準日      | 令和6年3月31日 |
| ・効力発生日    | 令和6年6月28日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和7年6月26日開催第32期定時株主総会による配当事項

|           |           |
|-----------|-----------|
| ・配当金の総額   | 25,301千円  |
| ・配当の原資    | 利益剰余金     |
| ・1株当たり配当額 | 5円        |
| ・基準日      | 令和7年3月31日 |
| ・効力発生日    | 令和7年6月27日 |

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類と数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 101,100株 |
|------|----------|

## 9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は投資活動に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは営業債権については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図り、回収遅延債権については、定期的に各担当責任者へ報告され、個別で把握・対応を行う体制としております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成・更新するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)     | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|-------------|---------|
| (1) 投資有価証券 | 1, 170, 434        | 1, 170, 434 | —       |
| 資産計        | 1, 170, 434        | 1, 170, 434 | —       |
| (2) 長期借入金  | 1, 017, 499        | 945, 833    | 71, 665 |
| 負債計        | 1, 017, 499        | 945, 833    | 71, 665 |

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|--------------------|
| 非上場株式 | 4, 284             |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 時価    |           |      |           |
|--------|-------|-----------|------|-----------|
|        | レベル1  | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券 |       |           |      |           |
| 其他有価証券 |       |           |      |           |
| 株式     | 8,211 | —         | —    | 8,211     |
| その他    | —     | 1,162,223 | —    | 1,162,223 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —    | 945,833 | —    | 945,833 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社では、岐阜県内において、賃貸用の建物（土地を含む。）を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 717,431千円   | 10,277千円   | 727,708千円  | 556,494千円   |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定した金額であります。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

(単位：千円)

|                  | エンターテインメント事業 | 学生寮・その他事業 | 合計        |
|------------------|--------------|-----------|-----------|
| パッケージ売上          | 1,449,417    | —         | 1,499,417 |
| パッケージ売上（自社通販サイト） | 583,457      | —         | 583,457   |
| ダウンロード売上         | 2,600,628    | —         | 2,600,628 |
| ライセンス売上          | 56,669       | —         | 56,669    |
| その他売上            | 512,542      | —         | 512,542   |
| 顧客との契約から生じる収益    | 5,202,715    | —         | 5,202,715 |
| その他の収益           | —            | 97,177    | 97,177    |
| 外部顧客への売上高        | 5,202,715    | 97,177    | 5,299,892 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債、並びに返金負債の残高等

(単位：千円)

|               | 期首残高    | 期末残高    |
|---------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 201,416 | 292,151 |
| 契約資産          | 22,612  | 180,684 |
| 契約負債          | 167,470 | 73,042  |
| 返金負債          | 426,739 | 392,637 |

契約資産は、主に請負契約に基づく受託業務について、その履行義務の充足に応じて認識する収益の未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであり、対価の請求が可能となり当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客から前受金として、ゲームソフトの販売前に売上金の一部を受領したのになります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんどすべて当連結会計年度の収益として認識されています。

返金負債は、主に商品販売に対し、将来返金が見込まれる金額を計上したのになります。計上金額については、契約条件や過去の実績などにに基づき算定しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,553円44銭

(2) 1株当たり当期純利益 △31円08銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

当社は、令和7年5月9日開催の取締役会において、会社法第236条、同238条及び239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、令和7年6月26日開催予定の当社第32期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号及び第387条の報酬等に該当します。当社取締役の報酬額につきましては、令和元年6月27日開催の当社第26期定時株主総会において月額50,000千円以内、当社監査役の報酬額につきましては平成26年6月26日開催の当社第21期定時株主総会において月額2,000千円以内とする旨承認され、現在に至

っております。これとは別枠にて当社第24期定時株主総会において当社取締役に対してストック・オプション報酬枠として年額200,000千円以内、当社監査役に対するストック・オプション報酬枠として年額50,000千円以内において新株予約権を付与する旨承認され、現在に至っております。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の業績向上への意欲と意識を高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、以下の要領で当社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数

当社の取締役5名、当社の執行役員1名、当社の監査役3名、当社の従業員121名、子会社の取締役3名、子会社の従業員23名

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式190,800株を上限とする。このうち当社の取締役を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は56,000株、当社の監査役を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は7,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、係る調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

##### (3) 新株予約権の総数

1,908個を上限とする。このうち当社の取締役に付与する新株予約権は560個、当社の監査役に付与する新株予約権は70個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。

##### (4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の割当予定日

令和7年7月22日

(7) 新株予約権の権利行使期間

令和10年8月1日から令和17年5月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規

則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

#### (9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②その他権利行使の条件は、令和7年6月26日開催の当社第32期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### (10) 新株予約権の取得に関する事項

①当社は、新株予約権者が上記（9）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### (11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (12) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

##### ①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

##### ②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

##### ③新設分割

新設分割により設立する株式会社

##### ④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

#### ⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

#### (13) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (14) 取締役及び監査役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算出

基準取締役及び監査役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に存在する当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

#### (15) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(注) 上記の新株予約権の発行については、令和7年6月26日開催予定の当社第32期定時株主総会において当該議案が承認されることを条件としております。

### 14. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部                 |           |
| 流 動 資 産     | 3,015,512 | 流 動 負 債                 | 840,725   |
| 現 金 及 び 預 金 | 449,647   | 買 掛 金                   | 94,078    |
| 売掛金及び契約資産   | 265,403   | 短 期 借 入 金               | 635,000   |
| 商 品         | 48,623    | 未 払 金                   | 38,033    |
| 製 品         | 49,966    | 未 払 費 用                 | 16,248    |
| 仕 掛 品       | 270,683   | 未 払 法 人 税 等             | 1,172     |
| 貯 蔵 品       | 170       | 預 り 金                   | 13,257    |
| 前 払 費 用     | 4,115     | 賞 与 引 当 金               | 39,874    |
| 短 期 貸 付 金   | 235,444   | 契 約 負 債                 | 3,061     |
| 関係会社預け金     | 1,820,440 | 固 定 負 債                 | 177,471   |
| 未 収 消 費 税 等 | 14,226    | 退 職 給 付 引 当 金           | 80,986    |
| そ の 他       | 65,247    | 関係会社事業損失引当金             | 96,484    |
| 貸 倒 引 当 金   | △208,457  |                         |           |
| 固 定 資 産     | 1,260,019 | 負 債 合 計                 | 1,018,196 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,150,249 | 純 資 産 の 部               |           |
| 建 物         | 464,246   | 株 主 資 本                 | 3,146,699 |
| 構 築 物       | 15,652    | 資 本 金                   | 568,702   |
| 車 両 運 搬 具   | 3,784     | 資 本 剰 余 金               | 558,702   |
| 工 具 器 具 備 品 | 10,106    | 資 本 準 備 金               | 558,702   |
| 土 地         | 656,459   | 利 益 剰 余 金               | 2,075,644 |
| 無 形 固 定 資 産 | 5,612     | 利 益 準 備 金               | 2,035     |
| 商 標 権       | 4,621     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,073,609 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 42        | 別 途 積 立 金               | 40,000    |
| そ の 他       | 949       | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,033,609 |
| 投資その他の資産    | 104,157   | 自 己 株 式                 | △56,349   |
| 投 資 有 価 証 券 | 12,495    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 2,053     |
| 関 係 会 社 株 式 | 40,672    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,053     |
| 出 資 金       | 260       | 新 株 予 約 権               | 108,581   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 37,884    |                         |           |
| そ の 他       | 12,845    | 純 資 産 合 計               | 3,257,335 |
| 資 産 合 計     | 4,275,532 | 負 債 純 資 産 合 計           | 4,275,532 |

# 損 益 計 算 書

( 令和6年4月 1日から  
令和7年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 1,419,767 |
| 売 上 原 価                 |         | 1,026,918 |
| 売 上 総 利 益               |         | 392,848   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 692,046   |
| 営 業 損 失                 |         | 299,197   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 12,524  |           |
| 受 取 配 当 金               | 79,334  |           |
| 為 替 差 益                 | △16,970 |           |
| そ の 他                   | 8,583   | 83,472    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 1,601   |           |
| そ の 他                   | 1,635   | 3,237     |
| 経 常 損 失                 |         | 218,961   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 9,837   | 9,837     |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 関係会社貸倒引当金繰入額            | 67,500  |           |
| 関係会社株式評価損               | 18,336  |           |
| 関係会社事業損失引当金繰入額          | 96,484  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 300     | 182,622   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 391,746   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,344   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △11,429 | △9,085    |
| 当 期 純 損 失               |         | 382,660   |

# 株主資本等変動計算書

( 令和6年4月 1日から )  
( 令和7年3月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 株主資本    |         |         |       |          |           |           |
|------------------------------|---------|---------|---------|-------|----------|-----------|-----------|
|                              | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金 |          |           |           |
|                              |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |           | 利益剰余金合計   |
|                              |         |         |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金   |           |
| 当期首残高                        | 557,444 | 547,444 | 547,444 | 2,035 | 40,000   | 2,441,472 | 2,483,507 |
| 当期変動額                        |         |         |         |       |          |           |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)          | 11,258  | 11,258  | 11,258  |       |          |           | —         |
| 剰余金の配当                       |         |         |         |       |          | △25,202   | △25,202   |
| 当期純損失<br>(△)                 |         |         |         |       |          | △382,660  | △382,660  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額 (純額) |         |         |         |       |          |           |           |
| 当期変動額合計                      | 11,258  | 11,258  | 11,258  | —     | —        | △407,863  | △407,863  |
| 当期末残高                        | 568,702 | 558,702 | 558,702 | 2,035 | 40,000   | 2,033,609 | 2,075,644 |

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |            | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権   | 純資産合計     |
|-----------------------------|---------|------------|----------------------|----------------|---------|-----------|
|                             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 | その他有価<br>証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |           |
| 当期首残高                       | △56,349 | 3,532,046  | 2,158                | 2,158          | 127,146 | 3,661,351 |
| 当期変動額                       |         |            |                      |                |         |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)     |         | 22,517     |                      |                |         | 22,517    |
| 剰余金の配当                      |         | △25,202    |                      |                |         | △25,202   |
| 当期純損失<br>(△)                |         | △382,660   |                      |                |         | △382,660  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) |         |            | △104                 | △104           | △18,564 | △18,669   |
| 当期変動額合計                     | —       | △385,346   | △104                 | △104           | △18,564 | △404,015  |
| 当期末残高                       | △56,349 | 3,146,699  | 2,053                | 2,053          | 108,581 | 3,257,335 |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

（評価方法）

- ・商品

主として移動平均法

- ・製品及び仕掛品

個別法

- ・貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 4～50年  |
| 構築物    | 10～15年 |
| 車両運搬具  | 6年     |
| 工具器具備品 | 2～15年  |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるために、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① ゲームソフトの販売及び制作における会計処理

当社グループにおいては、主にゲームソフトの製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

ゲームソフト制作費については、制作段階における支出額は仕掛品に計上し、発売時に出荷数量に応じて売上原価に振り替える処理を適用しております。

② 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される総原価に占める割合に基づいて行っております。

また、その他の受注契約については、引き渡した時点で収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更

該当事項はありません。

### 4. 表示方法の変更

該当事項はありません。

### 5. 会計上の見積りに関する注記

製品及び仕掛品の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品 49,966千円

仕掛品 270,683千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記 (1) 商品及び製品並びに仕掛品の評価

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,072,513千円

② 長期金銭債権 6,687千円

③ 短期金銭債務 10,879千円

- (2) 担保に供している資産

該当事項はありません。

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 441,147千円

### 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高

① 売上高 332,977千円

② 仕入高 183,350千円

- (2) 営業取引以外の取引高 82,563千円

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 普 通 株 式   | 5,131,400株             | 19,700                 | —                      | 5,151,100株           |

### (2) 自己株式に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 普 通 株 式   | 90,856株                | —                      | —                      | 90,856株              |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

令和6年6月27日開催第31期定時株主総会による配当事項

- ・配当金の総額 25,202千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 令和6年3月31日
- ・効力発生日 令和6年6月28日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和7年6月26日開催第32期定時株主総会による配当事項

- ・配当金の総額 25,301千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 令和7年3月31日
- ・効力発生日 令和7年6月27日

#### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類と数

普通株式 101,100株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

### 繰延税金資産

|                  |          |
|------------------|----------|
| 賞与引当金繰入超過額       | 12,145   |
| 繰越欠損金            | 93,150   |
| 貸倒引当金            | 65,361   |
| 関係会社事業損失引当金繰入超過額 | 30,252   |
| 退職給付引当金繰入超過額     | 25,348   |
| 関係会社株式評価損        | 15,782   |
| 関係会社株式           | 23,472   |
| 投資有価証券評価損        | 1,518    |
| 新株予約権費用          | 10,102   |
| 関係会社支援損          | 6,260    |
| その他              | 3,593    |
| 小計               | 286,987  |
| 評価性引当額           | △245,901 |
| 繰延税金資産合計         | 41,086   |

(単位：千円)

### 繰延税金負債

|              |        |
|--------------|--------|
| 未収事業税        | △2,264 |
| その他有価証券評価差額金 | △938   |
| 繰延税金負債合計     | △3,202 |
| 繰延税金資産の純額    | 37,884 |

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を従来の30.5%から31.4%に変更し計算しております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                                  | 議 決 権 等 の<br>所 有 ( 被 所 有 ) の 割 合<br>(%) | 関 連 当 事 者 と<br>の 関 係 | 取 引 内 容                | 取 引 金 額<br>( 千 円 )           | 科 目            | 期 末 残 高<br>( 千 円 ) |
|-----|----------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------|------------------------|------------------------------|----------------|--------------------|
| 子会社 | NIS America, Inc.                            | 直接 100                                  | 営業上の取引<br>役員の兼任      | ロイヤリティーの受取             | 332,662<br>(注) 1             | 売掛金及び<br>契約資産  | 10,564             |
| 子会社 | Nippon Ichi<br>Software Vietnam<br>Co., Ltd. | 直接 100                                  | 資金の貸付<br>役員の兼任       | 資金の貸付<br>資金の返済         | 4,350<br>(注) 2、3、4、5         | 短期貸付金          | 50,950             |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>楽 し み チーム                         | 直接 100                                  | 資金の貸付<br>役員の兼任       | 資金の返還                  | 1,823,805                    | 関係会社<br>預け金    | —                  |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>システムソフト・ベータ                       | 直接 100                                  | 資金の貸付<br>役員の兼任       | 資 金 の 寄 託<br>資 金 の 返 還 | 1,993,805<br>225,000         | 関係会社<br>預け金    | 1,820,440          |
|     |                                              |                                         |                      | 資 金 の 貸 付<br>資 金 の 返 済 | 59,134<br>874<br>(注) 2、3、4、5 | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 180,874<br>6,687   |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ロイヤリティーは、販売許諾契約に基づき、販売数量に応じて受取っております。
2. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決めております。
3. 貸付金及びその他債権に対し、合計208,457千円の貸倒引当金を計上しております。各子会社の計上金額につきましては、Nippon Ichi Software Vietnam Co., Ltd.に対し49,731千円、株式会社楽しみチームに対し1,151千円、株式会社システムソフト・ベータに対し157,574千円を計上しております。
4. 債務超過である子会社において将来見込まれる損失額に対し、合計96,484千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。各子会社の計上金額につきましては、Nippon Ichi Software Vietnam Co., Ltd.に対し5,311千円、株式会社楽しみチームに対し91,172千円を計上しております。
5. 短期借入金の借換えに係る取引金額については純額で記載しております。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表 11. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 622円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | △75円64銭 |

## 13. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の発行についての情報は、連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 14. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和7年5月17日

株式会社 日本一ソフトウェア  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 竹田 和 弘  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安島進市郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本一ソフトウェアの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本一ソフトウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討す

ること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和7年5月17日

株式会社 日本一ソフトウェア

取締役会 御中

監査法人 東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 竹田 和 弘  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安島進市郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本一ソフトウェアの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討するこ

と、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月22日

株式会社日本一ソフトウェア 監査役会  
常勤監査役 清水 俊朗 ㊟  
監査役 脇田 昌也 ㊟  
監査役 服部 賢二 ㊟

(注) 監査役脇田昌也、監査役服部賢二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第32期の期末配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営課題の一つと位置付け、更なる事業の拡大を図るために必要な投資資源として内部留保を確保しつつ、当社の株式を長期的かつ安定的に保有していただくため、安定した配当を継続的に実施していくことを念頭に置き、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金5円（普通配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は25,301,220円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者である平岡三知氏の任期は、当社定款第20条の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する令和8年6月開催予定の第33期定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                         | 所有する<br>当社株式の<br>数 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ひらおか みつはる<br>平岡 三知<br>(昭和47年12月27日生) | 平成 7年4月 株式会社コーエー 入社<br>平成13年9月 エレクトロニック・アーツ株式会社 入社<br>平成18年7月 NIS America, Inc. 入社、VP<br>平成27年4月 同COO<br>令和 7年4月 当社入社 | 一株                 |

(注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後令和7年9月に当該契約を更新する予定であります。

当該保険契約は、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。その他の内容につきましては、事業報告に記載のとおりであります。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役であり、各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

2. 取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、同238条及び239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第4号及び第387条の報酬等に該当します。当社取締役の報酬額につきましては、令和元年6月27日開催の当社第26期定時株主総会において月額50,000千円以内（うち社外取締役分1,000千円）、当社監査役の報酬額につきましては平成26年6月26日開催の当社第21期定時株主総会において月額2,000千円以内とする旨承認され、現在に至っております。これとは別枠にて平成29年6月22日開催の当社第24期定時株主総会において当社取締役5名に対するストック・オプション報酬枠として年額200,000千円以内、当社監査役3名に対するストック・オプション報酬枠として年額50,000千円以内において新株予約権を付与する旨承認され、現在に至っております。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の業績向上への意欲と意識を高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、以下の要領で当社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数

当社の取締役 5名（うち社外取締役 1名）、当社の執行役員 1名

当社の監査役 3名、当社の従業員 121名

子会社の取締役 3名、子会社の従業員 23名

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式190,800株を上限とする。このうち取締役を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は56,000株（うち社外取締役 2,000株）、監査役を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は7,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

1,908個を上限とする。このうち当社の取締役が付与する新株予約権は560個（うち社外取締役 20個）、当社の監査役に付与する新株予約権は70個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から

当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の割当日

令和7年7月22日

(7) 新株予約権の権利行使期間

令和10年8月1日から令和17年5月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② その他権利行使の条件は、令和7年6月26日開催の当社第32期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、新株予約権者が上記(9)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約

書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(13) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 取締役及び監査役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算出基準

取締役及び監査役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に存在する当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

(15) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

#### 第4号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈の件

令和7年1月24日に逝去されました故代表取締役社長 世古哲久氏の在任中の功労に報いるとともに弔意を表すため、弔慰金10,000千円を贈呈いたしたく存じます。

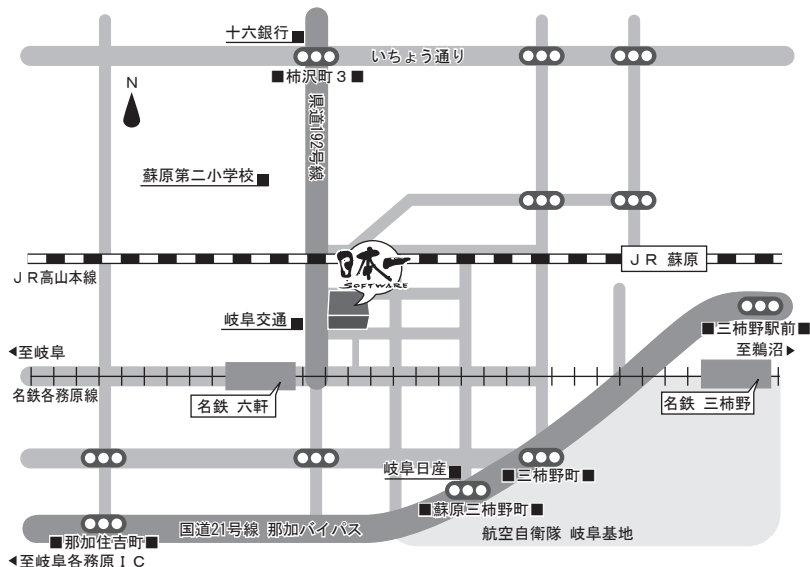
故代表取締役社長 世古哲久氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                | 略歴                                                                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| せ こ てつひさ<br>世古 哲久 | 平成18年11月 当社取締役<br>平成31年 4月 当社専務取締役<br>令和 5年 7月 当社代表取締役社長<br>令和 7年 1月 逝去 |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 岐阜県各務原市蘇原月丘町3丁目17番  
株式会社日本一ソフトウェア 本社 8階ホール  
電話 (058) 371-7275 (代)



## 交通機関 「公共交通」

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 名鉄各務原線 | 六軒駅 | 徒歩 1分 |
| JR高山本線 | 蘇原駅 | 徒歩10分 |

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## 招集ご通知がスマホでもご覧いただけます



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/3851/>

